



2024年12月16日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証スタンダード市場)
問合せ先 財務経理部マネージャー 今長 岳志
(TEL. 03-6451-4300)

**第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第21回新株予約権の発行の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2024年11月29日開催の当社取締役会において決議した第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第21回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

本件に関する詳細につきましては、2024年11月29日付公表の「第三者割当により発行される第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第21回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2024年12月16日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は2,500,000円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,448,240株 (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 本転換社債型新株予約権については、下記「(6) 転換価額」に記載のとおり転換価額の下修正条項があり、実質的に当初転換価額が転換価額の上限となります。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額（下記

	「(6) 転換価額」にて定義します。) で転換された場合における最大交付株式数は、6,666,640株です。
(5) 調達資金の額	100,000,000円 (差引手取概算額:86,950,680円)
(6) 転換価額	当初転換価額 29円 本新株予約権付社債の発行要項第13項第3号(ハ)②に記載のとおり、転換価額は1回のみ修正されることがあります。但し、修正後の転換価額が、15円(以下「下限転換価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、下限転換価額を修正後の転換価額とします。
(7) 割当先	小川浩平氏に対する第三者割当方式
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) 償還期限	2026年12月16日
(10) 譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。本新株予約権付社債は、会社法の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。
(11) その他	当社は、2024年12月17日以降、償還すべき日の2週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者に対し事前の通知(撤回不能とします。)を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で繰上償還することができます。

2. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2024年12月16日
(2) 新株予約権の総数	689,656個
(3) 発行価額	本新株予約権1個につき5円(総額3,448,280円)
(4) 当該発行による潜在株式数	68,965,600株(新株予約権1個につき100株) (1) 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額」に記載のとおり行使価額の下方修正条項があり、実質的に当初行使価額が行使価額の上限となります。 (2) 下限行使価額(下記「(6) 行使価額」にて定義します。)においても、潜在株式数は68,965,600株です。
(5) 調達資金の額	2,003,450,680円 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 3,448,280円 新株予約権行使による調達額: 2,000,002,400円 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額	当初行使価額 29円 本新株予約権の発行要項第10項に記載の通り、行使価額は1回のみ修正されることがあります。但し、修正後の行使価額が15円(以下「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 割当先及び割当個数	第三者割当方式

	小川浩平氏 637,932個 (63,793,200株) 小高功嗣氏 51,724個 (5,172,400株)
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	2024年12月17日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

以上